

令和8年度くりさわ学舎改築基本設計業務公募型プロポーザル  
参加表明に関する質疑の回答書

番号	質疑事項	内容	回答
1	「広告文」の「2参加資格要件（14）」に記載している以下の内容について。 平成23年4月1日以降、小学校、中学校、小中一貫教育校（義務教育学校を含む）の新築に係る基本設計又は実施設計業務を完了した実績を有する者であること。	「実績を有する者」というのは会社の実績ではなく、個人の実績でも良いのでしょうか。	参加資格要件（14）及び（15）の「実績を有する者」とは参加希望者（法人）を指します。したがって、法人としての業務実績に限るものであり、配置予定技術者等、個人の実績は該当しません。
2	「広告文」の「2参加資格要件（15）」に記載している以下の内容について。 平成23年4月1日以降、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づく特別豪雪地帯の地域における公共施設の新築に係る基本設計又は実施設計業務を完了した実績を有する者であること。	「実績を有する者」というのは会社の実績ではなく、個人の実績でも良いのでしょうか。	番号1を参照ください。
3	様式5. 実務実績調書について	同種・類似実績の区別が無い為、明示願いたい	同種・類似業務の定義は実施要領7-（4）-ア-①に記載のとおりであり、同種と類似で対象施設を区分しているものではありません。
4	様式5. 実務実績調書について	竣工年月の記載欄があるが竣工実績は加点の対象となるか	加点の対象とはなりません。
5	様式6. 配置技術者調書について	技術者の配置について照査技術者と管理技術者は同等と考え、管理技術者で良いか	認められません。実施要領でお示ししている条件のとおり、照査技術者の配置及び実績を求めています。
6	公募型プロポーザル実施要領 7 選定（4）評価基準 ア 一次審査 ① 事務所の実績、② 技術者の実績 同種・類似業務について	同種・類似業務の対象として「新築に係る」とあるが、規模の大小を問わず「増築」は同種・類似業務にあたるかと考えてよろしいでしょうか。	同種・類似業務の対象は新築に限定しているため、規模の大小を問わず増築は対象となりません。
7	参加表明書等作成要領 1 記入要領及び注意事項 様式6 配置予定技術者調書	様式5に記載したものは別の物件を様式6に記載する際に、「当該業務に関わる契約及び業務完了を証するものの写し」の添付が必要と考えてよろしいですか。	お見込みのとおりです。また、配置予定技術者が当該業務に携わったことを証する書類を併せて提出してください。

8	建築設計業務委託特記仕様書 I 業務概要 4 設計と条件 ○基本設計 (4) d	来夢21の既存杭の活用可能性検討にあたり、構造図・構造計算書・確認申請書・確認済証・検査済証はすべてそろっていると考えてよろしいでしょうか。	現時点で保管が確認できている書類は、意匠図、設備図、構造図及び検査済証となります。他の書類につきましては、現在、書類の保管状況を確認中です。  (R8. 4. 14追記) 他の書類についても、全て保管が確認できました。
9	公募型プロポーザル実施要領 P6 , (4) ア 一次審査	事務所及び技術者の実績における「同種・類似業務」について、複合用途として加算対象となる範囲をご教示ください。 例えば、学校施設に放課後児童クラブ機能が含まれており、実態として一体的に計画・整備された実績であれば、図面や契約書上で明確に「複合用途」や「複合施設」と記載されていない場合でも、複合用途を有する実績として調書に記載することは可能でしょうか。	契約書等に「複合施設」と明確に記載されていない場合であっても、同一建物内に学校以外の施設を併設した実績であれば、複合施設の加算対象として扱います。  <b>(※複合施設としての実績を記載する参加者への共通事項)</b> 複合施設としての実績を様式に記載する場合は、実績確認のため、同一建物内に学校以外の施設が併設されていることが客観的にわかる書類（平面図、立面図、特記仕様書の該当部分など）を併せて提出してください。
10	様式6 配置予定技術者調書 備考5	「複合施設欄は、学校と同一建物内において、新築時から学校以外の施設を併設した場合に該当する」とありますが、契約上複合用途として一体的に整備する計画であり、建物配置上は別棟・別敷地となる場合であっても、業務全体として複合施設に係る実績として複合施設欄の対象に含まれると考えるとよろしいでしょうか。	同一建物内での複合を対象としているため、契約上は一体的な整備計画であっても、建物配置上、別棟または別敷地となる場合は、複合施設の加算対象とはなりません。
11	参加表明書等作成要領 P1 , 5. 事務所の業務実績調書	「当該業務に係る工事着手日又は竣工日が確認できる資料も併せて添付すること。」とありますが、工事着手又は竣工していない案件については、不要との認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	実施要領3/8, 4 業務実施条件のうち技術者について	弊社では電気、機械設備設計は協力事務所に再委託し社内技術者が設計を統括しています。本業務の設計も同様に考えておりますがよろしいでしょうか。	業務実施要件で求めている照査技術者、主任技術者、担当技術者については、参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係（3か月以上）を有する技術者を配置する必要がありますが、業務の一部を協力事務所に再委託することは可能です。